

2026 年 6 月 12 日

株主各位

(証券コード：3371)

株式会社ソフトクリエイトホールディングス

代表取締役会長 林 勝

招集通知及び電子提供措置事項の記載事項の一部訂正について

「第 59 期定時株主総会招集ご通知」及び「第 59 期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」について一部訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

第 59 期定時株主総会招集ご通知 13 ページ株主総会参考書類第 2 号議案監査役 1 名選任の件及び、第 59 期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項 4 ページ株式の状況④大株主（上位 10 名）及び 29 ページ個別注記表（関連当事者との取引に関する注記）注 4 並びに 31、32 ページ連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

2. 訂正内容（訂正箇所は下線を付して表示しております。）

（訂正前）

① 監査役山本功氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

② ④大株主（上位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ティーオーシステム	6,967,940 株	27.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,742,000 株	6.87%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	1,453,408 株	5.73%
BIPROGY 株式会社	1,308,000 株	5.16%
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,291,800 株	5.09%
<u>STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY</u> <u>505044</u>	<u>1,453,408 株</u>	<u>5.73%</u>
林 勝	970,320 株	3.82%
林 宗治	890,528 株	3.51%
林 雅也	839,330 株	3.31%
MSIP CLIENT SECURITIES	500,100 株	1.97%

③ (注) 4. 合併により株式会社 R e v i C o から承継した借入金であります。

④ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

当監査法人は、我が国において一般的に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(中略)

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

(訂正後)

① 監査役山本勲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

② ④大株主（上位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ティーオーシステム	6,967,940 株	27.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,742,000 株	6.87%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	1,453,408 株	5.73%
BIPROGY 株式会社	1,308,000 株	5.16%
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,291,800 株	5.09%
林 勝	970,320 株	3.82%
林 宗治	890,528 株	3.51%
林 雅也	839,330 株	3.31%
MSIP CLIENT SECURITIES	500,100 株	1.97%
<u>株式会社日本カストディ銀行（信託口）</u>	<u>363,600 株</u>	<u>1.43%</u>

③ (注) 4. 合併により 株式会社 v i s u m o が株式会社 R e v i C o から承継した借入金であります。

④ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

当監査法人は、我が国において一般的に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責

任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

（中略）

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

以上